

伊達市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、伊達市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、伊達市男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長がかけたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集する。ただし、委員の任期満了等に伴い新たに組織された審議会の最初に開催される会議は、市長が招集する。

2 会長は、審議会の会議の議長となる。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会の審議は、公開とする。ただし、個人の人権の侵害に関する事項に係る審議は、非公開とする。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、審議会の会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(報酬及び旅費)

第5条 委員の報酬及び旅費は、伊達市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（平成18年伊達市条例第33号）を準用する。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(伊達市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱等の廃止)

2 次に掲げる要綱は、廃止する。

- (1) 伊達市男女共同参画プラン策定委員会設置要綱(平成21年1月15日告示第6号)
- (2) 伊達市男女共同参画を推進するための条例検討委員会設置要綱(平成27年5月1日告示第74号)